

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年4月22日提出
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菱田 賀夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	投資業務推進部長 民野 誠
【電話番号】	03-6453-3610
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	T C A グローバル・キャピタルファンド（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年3月9日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、当ファンドは、2020年2月28日提出の臨時報告書にあります通り、信託終了に係る書面による決議がなされ、2020年3月4日現在における議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られましたので、投資信託契約を解約することとなりました。それに伴い、原届出書中の申込期間、繰上償還手続きの概要、信託期間及び最終計算期間に係る記載内容を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>及び<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示しています。

第一部【証券情報】

(7) 申込期間

< 訂正前 >

2020年 3月10日から2020年 9月 8日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

下記(1 2)に記載の繰上償還が決定した場合、2020年4月22日までとなります。

< 訂正後 >

2020年 3月10日から2020年 4月22日までとします。

(1 2) その他

< 訂正前 >

(前略)

< 受付不可日 >

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日又は当該申込日の翌々営業日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

欧州自動即時グロス決済システム (TARGET) の休業日

< 繰上償還手続きについて >

当ファンドは下記のとおり信託終了（繰上償還）に関する書面決議を実施させていただきます。この信託終了（繰上償還）は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下、「投信法」といいます。）及び「投資信託約款」（以下、「約款」といいます。）の規定にもとづき、書面決議を行ったうえで決定いたします。

当ファンドへの投資をご検討いただく際には十分ご留意くださいますよう、よろしく願いいたします。

1. 信託終了（繰上償還）に関する書面決議を実施する理由

当ファンドの受益権の口数が、約款の信託終了（繰上償還）に関する規定に定められている口数（5億口）を下回る状態が続いているため、同規定に基づいてファンドの信託終了（繰上償還）に関する書面決議を実施させていただくものです。

2. 書面決議について

2020年4月22日に、書面決議によって信託終了（繰上償還）に関する可否を決定します。

書面決議においては、対象受益者（ ）の議決権の3分の2以上の賛成で可決され、2020年5月29日に信託終了（繰上償還）となります。なお、この条件を満たさなかった場合は否決とな

り、信託終了（繰上償還）は中止します。

内容	日付
対象受益者の確定日	2020年3月4日
議決権行使期間	2020年4月6日～4月20日
書面決議日	2020年4月22日
信託終了（繰上償還）日（予定）	2020年5月29日

対象受益者とは、2020年3月4日時点の受益者様であり、保有しているファンドについて議決権の行使を行うことができます。なお、2020年3月2日付以降の受付となるお申し込みにより取得された受益権、および2020年2月28日付以前の受付となるお申し込みにより換金（解約）された受益権については、本書面決議における議決権はありません。

<訂正後>

（前略）

<受付不可日>

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日又は当該申込日の翌々営業日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けません。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

欧州自動即時グロス決済システム（TARGET）の休業日

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

2011年12月12日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

< 訂正後 >

2011年12月12日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2020年 5月29日 当ファンドの信託終了（予定）

第2【管理及び運営】

1 申込（販売）手続等

< 訂正前 >

（前略）

< 申込みの受付 >

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

< 申込みの受付 >

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

（注）当ファンドは2020年4月23日以降、取得申込みの受付を停止し、2020年5月29日（予定）に信託を終了します。

（後略）

3 資産管理等の概要

(3) 信託期間

< 訂正前 >

無期限とします。（2011年12月12日設定）

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

繰上償還が決定した場合、2020年5月29日（予定）までとなります。

<訂正後>

2011年12月12日（設定日）から2020年5月29日（予定）までとします。

（4）計算期間

<訂正前>

原則として、毎月8日から翌月7日までとします。

ただし、第1計算期間は2011年12月12日から2012年1月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

繰上償還が決定した場合、最終計算期間の終了日は、2020年5月29日（予定）となります。

<訂正後>

原則として、毎月8日から翌月7日までとします。

ただし、第1計算期間は2011年12月12日から2012年1月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、2020年5月29日（予定）とします。